

認定NPO法人制度の手引

令和3年8月

宮崎県生活・協働・男女参画課

目 次

第1章 認定NPO法人制度の概要	1
1 認定NPO法人制度について	1
2 認定NPO法人等になることのメリットと義務	1
3 認定NPO法人等になるための要件	3
4 認定等の有効期間等	4
第2章 認定等を受けるための手続	5
1 事前チェックシートによる自己チェック	5
2 事前相談（任意）	5
3 認定等の申請	5
4 所轄庁による実態確認等	7
5 所轄庁による認定等	8
6 認定等の失効	8
第3章 認定NPO法人等の管理・運営について	9
1 認定NPO法人等の報告義務	9
2 所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証申請	12
3 認定NPO法人等の情報公開	13
第4章 法人の合併について	15
1 合併法人に係る認定等の基準の適用	15
2 認定NPO法人等の合併	19
3 合併の認定を受けた場合の関係知事への書類提出	21
第5章 認定NPO法人等に対する監督等について	22
1 認定NPO法人等に対する報告徴収及び検査	22
2 認定NPO法人等に対する勧告、命令	23
3 認定NPO法人に対するその他の事業の停止命令	24
4 認定NPO法人等に対する認定等の取消し	24
5 罰則	25
様式集	27

※ 本書において使用している省略語は、次のとおりです。

法	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）
法令	特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）
法規	特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）
条例	宮崎県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年宮崎県条例第26号）
条規	宮崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年宮崎県規則第69号）
NPO法人	特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
認定NPO法人	特定非営利活動促進法第44条第1項に規定する認定特定非営利活動法人
特例認定NPO法人	特定非営利活動促進法第58条第1項に規定する特例認定特定非営利活動法人
認定NPO法人等	認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人
所轄庁	特定非営利活動促進法第9条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）
措法	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

第1章 認定NPO法人制度の概要

1 認定NPO法人制度について

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すことによって活動を支援するために、NPO法人のうち一定の要件を満たすものについて、所轄庁が認定を行う制度です。

(1) 認定NPO法人とは

認定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストを含む。）に適合したものであるものとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人をいいます（法2③、法44①）。

(2) 特例認定NPO法人とは

特例認定NPO法人とは、NPO法人であって設立後5年以内のものうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき、一定の基準（パブリック・サポート・テストを除く。）に適合したものであるものとして、所轄庁の特例認定を受けたNPO法人をいいます（法2④、法58①）。

2 認定NPO法人等になることのメリットと義務

(1) メリット

ア 寄附者に対する税制上の措置

①～③は認定NPO法人及び特例認定NPO法人（以下「認定NPO法人等」という。）に、④は認定NPO法人のみに適用されます。

① 個人が寄附した場合

寄附した個人の所得税（国税）の計算において、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます（措法41の18の2①②）。また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定NPO法人等に寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます（地方税法37の2①三・四、地方税法314の7①三・四）。

② 個人が現物資産を寄附した場合

寄附財産を基金に組み入れて管理するなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされ、その寄附に対する所得税を非課税にできます。

また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます。（措法40）

③ 法人が寄附した場合

寄附した法人の法人税（国税）の計算において、一般寄附金の損金算入限度額に加え、別枠の損金算入限度額が設けられています（措法66の11の2②）。

- ④ 相続又は遺贈により財産を取得した者が相続財産を寄附した場合
寄附した人の相続税（国税）の計算において、その寄附した財産の価額は、相続税の課税対象から除かれます（相続税の申告期限までに寄附する場合に限る。措法 70⑩）。

イ 認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人が、収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した場合、この支出をその収益事業にかかる寄附金とみなし、一定の範囲内で損金算入できます（特例認定NPO法人は適用されません。措法 66 の 11 の 2①）。

(2) 義務

認定NPO法人等には、NPO法人としての各種書類の提出等の義務に加えて、次の義務が課せられます。

ア 事業年度終了後の役員報酬規定等の提出

認定NPO法人等は、毎事業年度初めの3か月以内に、前事業年度の役員報酬規定等を所轄庁及び所轄庁以外の関係知事（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等に限る。以下同じ。）に提出しなければなりません（法 54②二～四、法 55①、法 62、法規 32、条例 8）。

ただし、「前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」について、既に所轄庁に提出されているものから内容に変更がない場合は、毎事業年度の提出は不要です。

イ 代表者変更の届出

認定NPO法人等は、代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、所轄庁に届け出なければなりません（法 53①、法 62）。

ウ 助成金に関する書類の提出

認定NPO法人等は、助成金の支給を行った場合は事後遅滞なく、関係書類を所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません（法 54③、法 55②、法 62、条例 9）。

エ 新たに別の都道府県に事務所を設置した場合の書類の提出

認定NPO法人等は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県に事務所を設置したときは、遅滞なく、直近の事業報告書等を所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません（法 53④、法 62）。

オ 情報公開

認定NPO法人等は、事業報告書等、認定等申請書の書類等について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければなりません（法 52④、法 54④、法 62）。

ただし、市民から要請のあった場合に閲覧させる「事業報告書等」及び「役員名簿」については、個人の住所又は居所についての記載を除いて閲覧させることができます。

3 認定NPO法人等になるための要件

(1) 認定等の基準

次のすべての基準に適合する必要があります（特例認定は①を除く。法45、法59）。

- ① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
- ③ 運営組織及び経理が適切であること
- ④ 事業活動の内容が適正であること
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること
- ⑥ 所轄庁に対して事業報告書等を提出していること
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること

(2) 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当する場合は、認定等を受けることができません（法47）。

ア 役員のうち、次のいずれかに該当する者がいる法人

- ① 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ③ NPO法、暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 暴力団又はその構成員等

イ 認定又は特例認定の取消しの日から5年を経過しない法人

ウ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

エ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている又は滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人

オ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人

カ 暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

4 認定等の有効期間等

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります（法51①）。

特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります（法60）。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（特例認定の有効期間の更新はありません。法51②）。

区 分	認 定	特 例 認 定
要 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8つの要件をすべて満たしている ・ 欠格事由に該当しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ P S T以外の7つの要件をすべて満たしている ・ 欠格事由に該当しない
有効期間	認定の日から5年間	特例認定の日から3年間
申請可能な法人	法人設立後1年を経過したすべてのNPO法人	法人設立後1年を経過し、かつ、法人設立後5年以内のNPO法人
税制優遇	<ul style="list-style-type: none"> ①個人が寄附した場合の寄附金控除（所得控除）又は税額控除 ②個人が現物資産を寄附した場合の所得税の非課税措置 ③法人が寄附した場合の損金算入限度額の拡大 ④相続財産を寄附した場合の非課税 ⑤認定NPO法人自身のみなし寄附金制度 	<ul style="list-style-type: none"> ①個人が寄附した場合の寄附金控除（所得控除）又は税額控除 ②個人が現物資産を寄附した場合の所得税の非課税措置 ③法人が寄附した場合の損金算入限度額の拡大 ※④⑤については優遇なし

第2章 認定等を受けるための手続

1 事前チェックシートによる自己チェック

認定等を受けるためには、法令に定められた基準に適合する必要があります。

申請書の提出を検討されているNPO法人は、まず、事前チェックシート（28ページ参照）を使って確認してください。

2 事前相談（任意）

認定等の手続が円滑に進められるよう、申請に関する事前相談を行っています。

事前相談は、認定等を受けようとするNPO法人と所轄庁の双方が、認定要件等についての理解を共有するためのものであり、この事前相談を行うことにより、認定等を受けようとするNPO法人にとっては、申請時に必要な資料作成事務を効率的に行うことができ、また、申請後の審査の円滑化・迅速化の効果が期待できるため、事前相談を積極的に活用されることをおすすめます。また、申請を行うことをお考えの方々の御質問も受け付けています。

なお、事前相談は、原則として予約制としておりますので、相談を希望される方は、事前に電話で相談の日時を予約してください。

【所轄庁】宮崎県生活・協働・男女参画課 協働推進担当

〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10-1（県庁1号館4階）

電話：0985-26-7048

3 認定等の申請

（1）認定を受けようとする場合

ア 認定を受けようとするNPO法人は、「認定を受けるための申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）」（42ページ参照）に掲げる書類を所轄庁に提出し、認定を受けることとなります（法44②、条規19）。

※ 実績判定期間は、認定を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法44③）。

イ 認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります（法51①）。

認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（法51②）。

（2）特例認定を受けようとする場合

ア 特例認定を受けようとするNPO法人は、「特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）」（83ページ参照）に掲げる書類を所轄庁に提出し、特例認定を受けることとなります（法44②、法58②、条規25）。

※ 実績判定期間は、特例認定を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前の2年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法44③、法58②）。

イ 特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります(法60)。
特例認定の有効期間が経過したときは、特例認定は失効しますので、特例認定の有効期間中又は有効期間の経過後に認定NPO法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行う必要があります。

なお、特例認定の有効期間中に認定NPO法人として認定を受けた場合には、特例認定の効力を失います(法61①四)。

(3) 認定の有効期間の更新を受けようとする場合

ア 認定の有効期間の更新を受けようとする認定NPO法人は、有効期間の満了の日の6月前から3月前までの間に、「認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)」(86ページ参照)に掲げる書類を所轄庁に提出し、有効期間の更新を受けることになります。(法51②③⑤、条規20)。

※ 実績判定期間は、更新を受けようとする認定NPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります(法44③、法51⑤)。

イ 認定の有効期間の更新がされた場合の認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります(法51①)。

なお、認定の有効期間の更新の申請があった場合において、従前の認定の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります(法51④)。

4 所轄庁による実態確認等

認定基準等の該当性や申請書類及び添付書類の記載内容を確認するため、所轄庁の職員が事務所にお伺いするなどして、実態確認等を行う場合がありますので、御協力ください。

なお、参考資料として提示（又は提出）をお願いする可能性がある書類は次のとおりです。

確認させていただく書類の事例		(参考) 確認する主な認定基準
1	NPO法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
2	NPO法人の従業員一覧、給与台帳	運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
3	総勘定元帳など作成している帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
4	申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など)	活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
7	絶対値基準(寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均100人以上)の算出方法がわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
8	条例により個別に指定を受けていることがわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
9	助成金・補助金収入を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等	パブリック・サポート・テストに関する基準
10	閲覧に関する細則(社内規則)	情報公開に関する基準
11	NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準

(注) これらは、確認させていただく資料の一例であり、認定審査の過程において、必要に応じて、これら以外の資料を確認させていただく場合があります。また、これらの資料は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。

5 所轄庁による認定等

(1) 所轄庁による認定等の通知

所轄庁は、NPO法人からの申請について、認定（特例認定）又は認定の有効期間の更新をしたときは、その旨を当該申請法人に対し書面により通知することになります。また、認定（特例認定）又は認定の有効期間の更新をしないことを決定したときはその旨とその理由を、申請法人に対し書面により通知することになります（法 49①、法 51⑤、法 62）。

また、所轄庁は、所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置するNPO法人について認定等を行ったときは、その認定NPO法人等の名称その他一定の事項を、所轄庁以外の関係知事に通知することとされています（法 49③、法 62、法規 27①）。

(2) 認定等の公示

所轄庁は、認定（特例認定）又は認定の有効期間の更新をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、次に掲げる事項を公示することとされています（法 49②、法 51⑤、法 62）。

- ① 認定NPO法人等の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地
- ④ 認定等の有効期間

6 認定等の失効

認定NPO法人等は、次のいずれかに掲げる事由が生じたとき、その認定等の効力を失います（法 57①、法 61）。

- ① 認定等の有効期間が経過したとき（法 51④の場合にあっては、更新拒否処分されたとき）
- ② 認定NPO法人等が認定NPO法人等でないNPO法人と合併をした場合、その合併が法第 63 条第 1 項の認定を経ずにその効力を生じたとき（法 63④の場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき）
- ③ 認定NPO法人等が解散したとき
- ④ 特例認定NPO法人が認定NPO法人として認定を受けたとき

なお、所轄庁は、認定NPO法人等が認定等の効力を失ったとき、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされております（法 57②）。また、所轄庁は、所轄庁以外の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等がその認定等の効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に通知することとされています（法 57③、法 62）。

第3章 認定NPO法人等の管理・運営について

1 認定NPO法人等の報告義務

(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の提出

認定NPO法人等は、毎事業年度初めの3か月以内に、次に掲げる書類を所轄庁に提出しなければなりません（法54②二～四、法55①、法62、法規32、条例8）。

ただし、「前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」について、既に所轄庁に提出されているものから内容に変更がない場合は、毎事業年度の提出は不要です。

※ 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等は、所轄庁のほか所轄庁以外の関係知事にも提出しなければなりません（法55①、法62、条例8、条規23①④）。

提出書類		参照ページ
①	役員報酬規程等提出書<宮崎県規則第17号> 【2部（正本+副本）】	89
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 【2部】 (内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要)	—
③	特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める次の事項を記載した書類 【2部】 1 資金に関する事項（①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項） 2 取引の内容に関する事項（②取引先、取引金額その他その内容に関する事項） 3 寄附者に関する事項（③寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日） 4 役員等に対する報酬又は給与の状況（④イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く。）、ロ 給与を得た職員の総数及び総額） 5 支出した寄附金に関する事項（⑤支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日） 6 海外への送金等に関する事項（⑥海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日）	90～96
④	認定基準等チェック表（第3表初葉・次葉、第3表付表1・付表2） ※第3表初葉のロの記載は不要 【2部】	64～69
⑤	認定基準等チェック表（第4表初葉） ※第4表次葉及び付表の記載及び添付は不要 【2部】	70
⑥	認定基準等チェック表（第5表） 【2部】	76
⑦	認定基準等チェック表（第7表） 【2部】	78
⑧	欠格事由チェック表 【2部】	80

(2) 代表者変更の届出

認定NPO法人等は、代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、所轄庁に届け出なければなりません（法 53①、法 62、条規 22）。

提出書類	参照ページ
代表者変更届 <宮崎県規則第16号> 【1部】	100

(3) 助成金に関する書類の提出

認定NPO法人等は、助成金の支給を行った場合は事後遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません（法 54③、法 55②、法 62、条例 9、条規 23②～④）。

	提出書類	参照ページ
助成金の支給を行った場合	助成金の支給を行った場合の実績の提出書 <宮崎県規則様式第18号> 【2部（正本+副本）】	101

(4) 所轄庁以外の関係知事への書類の提出

2以上の都道府県に事務所を設置する認定NPO法人等は、次の場合には遅滞なく、所轄庁以外の関係知事へ書類を提出しなければなりません。

① 所轄庁から認定又は特例認定を受けた場合（法 49④、法 62）

	提出書類	参照ページ
①	認定を受けた場合：内閣府令様式第1号 特例認定を受けた場合：内閣府令様式第4号	102・103
②	直近の事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿）	—
③	役員名簿	—
④	定款等（定款、認証に関する書類の写し、登記に関する書類の写し）	—
⑤	認定又は特例認定の申請書に添付した書類の写し	—
⑥	認定又は特例認定に関する書類の写し	—

※ 提出部数については、関係都道府県にお尋ねください。

② 所轄庁から認定の有効期間の更新を受けた場合（法 51⑤）

提出書類		参照ページ
①	内閣府令様式第 2 号	104
②	認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し	—
③	認定の有効期間の更新に関する書類の写し	—

※ 提出部数については、関係都道府県にお尋ねください。

③ 役員の変更等をした場合（法 52①、法 62、法 23）

提出書類		参照ページ
①	役員の変更等届出書（所轄庁以外の関係都道府県が定める様式）	—
②	変更後の役員名簿	—
③	新任の役員の就任承諾書及び誓約書の写し	—
④	新任の役員の住所又は居所を証する書面（住民票等）	—

※ 提出部数については、関係都道府県にお尋ねください。

④ 定款を変更した場合（所轄庁の認証が必要な場合を除く。）（法 52①、法 62、法 25⑥）

提出書類		参照ページ
①	定款変更届出書（所轄庁以外の関係都道府県が定める様式）	—
②	当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の写し	—
③	変更後の定款	—
④	その他所轄庁以外の関係都道府県の条例で定める事項	—

※ 提出部数については、関係都道府県にお尋ねください。

⑤ 所轄庁から定款の変更の認証を受けた場合（法 52②、法 62、法 25③④）

提出書類		参照ページ
①	定款変更の認証を受けた場合の提出書（所轄庁以外の関係都道府県が定める様式。宮崎県に提出する場合は宮崎県規則様式第 15 号。）	107
②	当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の写し	—
③	変更後の定款	—
④	その他所轄庁以外の関係都道府県の条例で定める事項	—

※ 提出部数については、関係都道府県にお尋ねください。

⑥ 定款の変更に係る登記をした場合（法 52①、法 62、法 25⑦）

提出書類		参照ページ
①	定款変更登記完了提出書（所轄庁以外の関係都道府県が定める様式）	—
②	登記事項証明書	—

※ 提出部数については、関係都道府県にお尋ねください。

⑦ 新たに別の都道府県に事務所を設置した場合（法 53④、法 62、法規 31②、法規 33②）

提出書類		参照ページ
①	認定NPO法人の場合：内閣府令様式第3号 特例認定NPO法人の場合：内閣府令様式第5号	105 106
②	直近の事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿）	—
③	役員名簿	—
④	定款等（定款、認証に関する書類の写し、登記に関する書類の写し）	—
⑤	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請書に添付した書類の写し	—
⑥	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新に関する書類の写し	—

※ 提出部数については、関係都道府県にお尋ねください。

2 所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証申請

認定NPO法人等が所轄庁の変更を伴う定款の変更の認証申請をする場合は、次の書類を、変更前の所轄庁を經由して変更後の所轄庁へ提出します（法 52③、法 62、法規 30、法規 34、法 26①）。

提出書類		参照ページ
①	定款変更認証申請書（変更後の所轄庁において定める様式）	—
②	定款の変更を議決した社員総会の議事録の写し	—
③	変更後の定款	—
④	（事業の変更を伴う場合）定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書	—
⑤	役員名簿	—
⑥	宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと等の確認書	—
⑦	直近の事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、直近の事業年度末日における社員のうち10人以上の者の名簿）	—
⑧	認定等申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し	—

⑨	認定等に関する書類の写し	—
⑩	所轄庁に提出した直近の役員報酬規程等（寄附者名簿を除く添付書類を含む。）の写し	—
⑪	所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類	—

3 認定NPO法人等の情報公開

(1) 関係書類の備え置き

認定NPO法人等は、認定等を受けたときは、以下の書類をその事務所に備え置かなければならないこととされています（法54①～③、法62、法規32②）。

書 類 名	備え置き期間	
	認定NPO法人	特例認定NPO法人
認定（特例認定）の申請書に添付した認定（特例認定）の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法54①）	認定の日から 起算して5年間	特例認定の日から 起算して3年間
認定（特例認定）の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法54①）		
前事業年度の寄附者名簿（法54②一）	作成の日から 起算して5年間	作成の日から 起算して3年間
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法54②二）	作成の日から起算 して5年が経過し た日を含む事業年 度の末日までの間	翌々事業年度の末 日までの間
前事業年度の収益の明細など（法54②三）		
法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法54②四、法規32②）		
「助成金の支給の実績」を記載した書類（法54③）		作成の日から特例 認定の有効期間の 満了の日までの間

(2) 認定NPO法人等による情報公開（閲覧）

認定NPO法人等は、「認定NPO法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧」（次ページ）に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています（法52④、法54④、法62）。

ただし、「事業報告書等」又は「役員名簿」については、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧させることができます（法52⑤）。

(3) 所轄庁による情報公開（閲覧・謄写）

所轄庁は、認定NPO法人等から提出を受けた「認定NPO法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧」（次ページ）に掲げる書類について閲覧又は謄写の請求があったときは、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています（法30、法56、法62）。

ただし、「事業報告書等」又は「役員名簿」については、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧又は謄写をさせなければならないこととされています（法30）。

●認定NPO法人等、所轄庁における閲覧等書類一覧

認定NPO法人等及び所轄庁において閲覧等の対象となる書類及びその閲覧可能年分は以下のとおりです。

書 類 名		認定NPO法人等 (閲覧)	所轄庁 (閲覧又は謄写)
事業報告書等(注1)	事業報告書	○	○
	計算書類(活動計算書、貸借対照表)		
	財産目録		
	年間役員名簿(各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿)		
	社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面		
役員名簿(注1)	(注2)	(注2)	
定款等(定款、認証及び登記に関する書類の写し)			
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		○	○
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		○	○
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		○	○
前事業年度の収益の明細など	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	○	○
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	○	×
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引	○	○
	寄附者(当該認定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限り、)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	○	○
	役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロに係る部分を除く。) ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	○	○
	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類	○	○
	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日を記載した書類	○	○
	法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類	○	○
「助成金の支給の実績」を記載した書類		○	○
寄附者名簿		×	×
認定(特例認定)申請書		×	×
認定(特例認定)申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの		×	×

(注1) 認定NPO法人・特例認定NPO法人が閲覧させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。所轄庁が閲覧又は謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧又は謄写させなければいけません。(法30、52⑤)

(注2) 所轄庁又は認定NPO法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。

(注3) 特例認定NPO法人の場合は特定認定の日から3年間

(注4) 特例認定NPO法人の場合は作成の日から特例認定の有効期限の満了の日まで

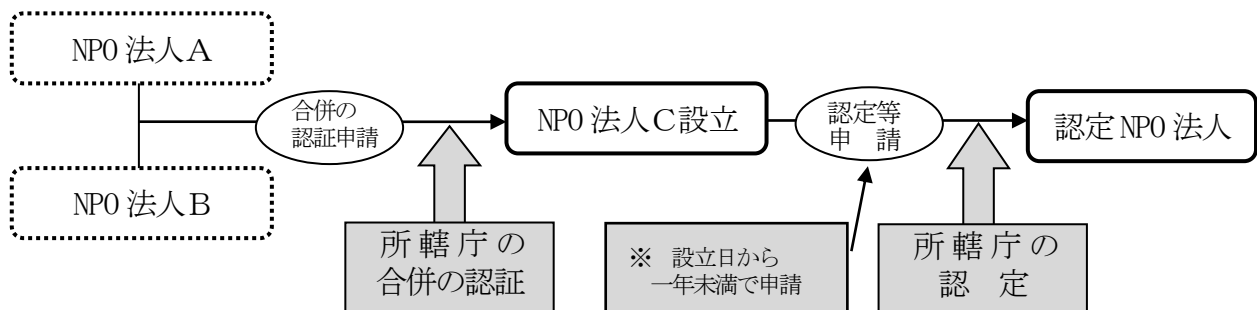
第4章 法人の合併について

1 合併法人に係る認定等の基準の適用

合併により設立されたNPO法人又は合併後存続するNPO法人は、その所轄庁に認定の申請を行うこととなります。申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないものが、認定又は特例認定（以下「認定等」という。）を受けようとする場合には、認定等の基準の適用において次のように取り扱われます。

(1) 合併によって設立されたNPO法人が申請を行う場合

認定等を受けようとするNPO法人が合併によって設立されたNPO法人で申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの（以下「合併新設法人」という。）である場合の実績判定期間及び認定等の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併によって設立された日から認定等の申請日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

ア 実績判定期間

合併新設法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（法46、法令6③）。

① 実績判定期間の終了日

- 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了しているとき
その最初の事業年度の末日
- 合併新設法人が設立後最初の事業年度を終了していないとき
設立の日の前日

② 実績判定期間の開始日

上記①の日以前5年（過去に認定を受けたことのないNPO法人が認定を受けようとする場合、又は特例認定を受けようとする場合は2年）内に終了した合併によって消滅した各NPO法人（以下「合併消滅法人」という。）の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併新設法人及び各合併消滅法人の設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないことが特例認定の基準となります（法59、法令8④）。

イ 法人の設立前の期間における認定等の基準への適合の判定

申請をしようとする NPO 法人が合併新設法人である場合は、実績判定期間中に合併新設法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています（法 46、法令 5②、法令 6②③）。

- ① 合併後の期間については、合併新設法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間（実績判定期間中に限る。）については、次表の判定方法によって、各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

認定基準		合併前の判定方法
パブリックサポートテスト（PST）に関する基準（一号基準）		各合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準（二号基準）		
運営組織及び経理に関する規準（三号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
基準 (四号基準) 事業活動に関する	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が 80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の 70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
基準 (五号基準) 情報公開に関する	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く）	各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	各合併消滅法人（実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていた期間が含まれるものに限り）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）		各合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）		

また、設立後の経過期間に関する基準（八号基準）は次のとおりとなります。

合併新設法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその設立の日から 1 年を超える期間が経過していない場合には、各合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

（注） 特例認定の申請をする法人については、1号基準及び5号ロの基準の適用はありません。

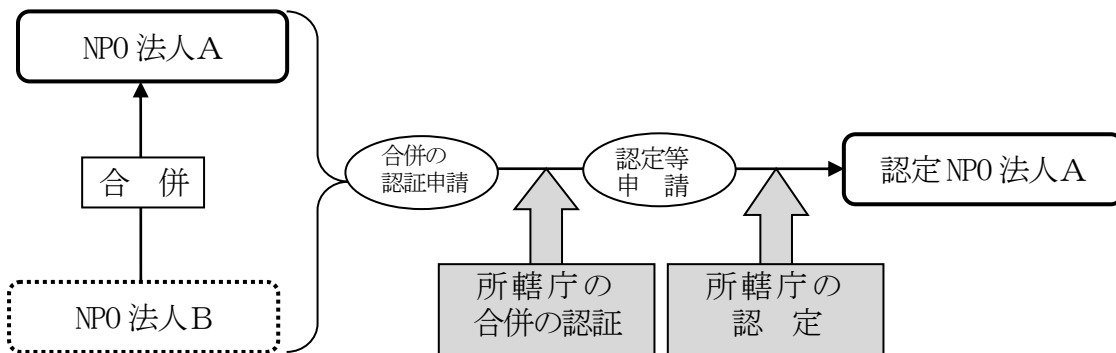
《ポイント》

認定（特例認定）申請書の添付書類は、合併新設法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る添付書類も提出する必要があります。

また、三号基準、四号基準のイとロ、五号基準、六号基準及び七号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定（特例認定）の時まで満たしておく必要があります（法 45①九）。

(2) 合併後存続したNPO法人が申請を行う場合

認定等を受けようとするNPO法人が合併後存続するNPO法人で申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないもの（以下「合併存続法人」という。）である場合の実績判定期間及び認定等の基準は、次のとおりとなります。



※ この取扱いは、合併の日から認定等の申請日を含む事業年度の初日において1年を超える期間を経過していない法人が対象となります。

ア 実績判定期間

合併存続法人の実績判定期間は、次のとおりとなります（法46、法令6①）。

① 実績判定期間の終了日

- 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了しているとき
その最初の事業年度の末日
- 合併存続法人が合併後最初の事業年度を終了していないとき
合併の日の前日

② 実績判定期間の開始日

上記①の日以前5年（過去に認定を受けたことのないNPO法人が認定を受けようとする場合、又は特例認定を受けようとする場合は2年）内に終了した合併存続法人又は各合併消滅法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

（注）特例認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併存続法人及び各合併消滅法人の設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないことが特例認定の基準となります（法59、法令8）。

イ 法人の合併前の期間における認定等の基準への適合の判定

申請をしようとするNPO法人が合併存続法人である場合は、実績判定期間中に合併存続法人の設立前の期間が含まれることとなるため、この場合の特例として、次の取扱いが定められています（法46、法令5②、法令6①②）。

- ① 合併後の期間については、合併存続法人について基準の適合を判定します。
- ② 合併前の期間（実績判定期間中に限る。）については、次表の判定方法によって、合併前の合併存続法人（以下「合併前法人」という。）及び各合併消滅法人について基準の適合を判定します。

認定基準		判定方法
パブリックサポートテスト（PST）に関する基準（一号基準）		合併前法人及び合併消滅法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準（二号基準）		
運営組織及び経理に関する規準（三号基準）		合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
基準 (四号基準) 事業活動に関する	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
基準 (五号基準) 情報公開に関する	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く）	合併前法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併前法人及び合併消滅法人（実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていた期間が含まれるものに限り）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）		合併存続法人及び合併消滅法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）		

また、設立後の経過期間に関する基準（八号基準）は次のとおりとなります。

合併存続法人が申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併の日から1年を超える期間が経過していないものである場合には、合併存続法人又は合併消滅法人のうち最も設立の早い法人の設立の日を基準として判定することとなります。

（注） 特例認定の申請をする法人については、1号基準及び5号口の基準の適用はありません。

《ポイント》

認定（特例認定）申請書の添付書類は、合併存続法人に加え、各合併消滅法人の実績判定期間に係る書類も提出する必要があります。

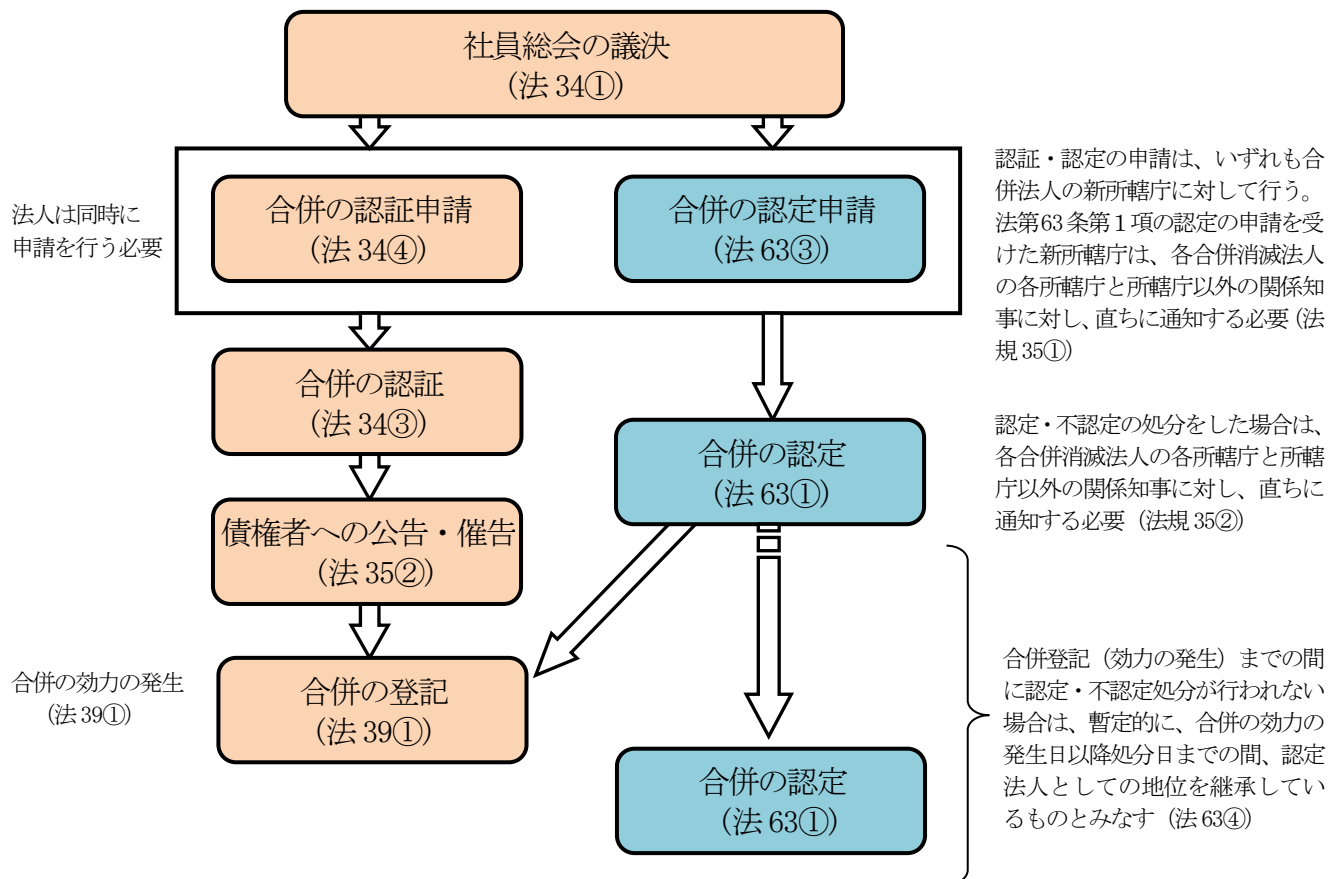
また、三号基準、四号基準のイとロ、五号基準、六号基準及び七号基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定（特例認定）の時まで満たしておく必要があります（法45①九）。

2 認定NPO法人等の合併

(1) 認定NPO法人が認定NPO法人でないNPO法人と合併した場合

認定NPO法人が認定NPO法人でないNPO法人と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立したNPO法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、認定NPO法人としての地位を承継します（法63①）。

○ 手続の流れ



(2) 特例認定NPO法人が特例認定NPO法人でないNPO法人と合併した場合

特例認定NPO法人が特例認定NPO法人でないNPO法人（認定NPO法人を除く。）と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立したNPO法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、特例認定NPO法人としての地位を承継します（法63②）。

(3) 合併の認定の申請

上記(1)又は(2)の所轄庁の合併の認定を受けようとするNPO法人は、所轄庁に提出する合併の認証の申請に併せて、所轄庁に当該認定の申請をしなければなりません(法63③、条規27)。

なお、当該認定の申請を行った場合において、その合併の効力が生ずる日までに認定の申請に対する処分がされないときは、合併後存続するNPO法人又は合併によって設立されたNPO法人は、その処分がされるまでの間は、認定又は特例認定NPO法人としての地位を承継しているものとみなされます(法63④)。

提出書類		参照ページ
①	合併認定申請書<宮崎県規則様式第21号> 【1部】	106
②	合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人について、認定基準に適合する旨を説明する書類等 【2部】	—

(4) 実績判定期間及び認定基準

合併後存続するNPO法人又は合併によって設立されたNPO法人が、上記(1)又は(2)の所轄庁の合併の認定を受けようとする場合の実績判定期間及び各認定基準は、次のとおりです。

ア 実績判定期間

合併の認定に係る実績判定期間は、次のとおりとなります(法63⑤、法令9①②)。

① 実績判定期間の終了日

合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人(合併によってNPO法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各NPO法人。以下同じ。)の各事業年度のうち、申請書を提出する直前に終了した事業年度の末日

② 実績判定期間の開始日

上記①の日以前2年以内に終了した合併後存続するNPO法人又は合併によって消滅する各NPO法人の各事業年度のうち、最も早い事業年度の初日

(注) 特例認定NPO法人が特例認定NPO法人でないNPO法人と合併する際の合併の認定の申請を行う場合には、その申請書を提出した日の前日において、合併後存続するNPO法人又は合併によって消滅する各NPO法人であって特例認定NPO法人でないものが、①その設立の日のうち最も早い日から5年を経過していないこと、及び②過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと、が特例認定の基準となります(法59、法令9①②)。

イ 認定基準への適合の判定

認定基準への適合の判定については、次の判定方法によって、合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人の実績について判定を行うこととなります(法63、法令9③⑤)。

認定基準		判定方法
パブリックサポートテスト（PST）に関する基準（一号基準）		合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人を一の法人とみなして判定します。
活動の対象に関する基準（二号基準）		
運営組織及び経理に関する規準（三号基準）		合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人のそれぞれについて判定します。
事業活動に関する基準（四号基準）	イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと	
	ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと	
	ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
	ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること	
情報公開に関する基準（五号基準）	イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧させること（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除く）	合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人のそれぞれについて判定します。
	ロ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類、役員報酬又は職員給与の支給に関する規定、収益に関する事項等、助成金の提出書、寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類等を閲覧させること	合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人（実績判定期間中に認定又は特例認定受けていた期間が含まれるものに限ります。）のそれぞれについて判定します。
所轄庁への書類の提出に関する基準（六号基準）		合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人のそれぞれについて判定します。
不正行為に関する基準（七号基準）		
設立後の経過期間に関する基準（八号基準）		合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人の各事業年度のうち直前に終了した事業年度の末日の翌日において、合併後存続するNPO法人及び合併によって消滅する各NPO法人であって認定NPO法人又は特例認定NPO法人でないものの設立の日以後1年を超える期間を経過していることが、認定基準となります。

3 合併の認定を受けた場合の関係知事への書類提出

2以上の都道府県に事務所を設置する認定NPO法人等が合併の認定を受けた場合は、遅滞なく、内閣府令様式第6号（認定NPO法人の場合）又は様式第7号（特例認定NPO法人の場合）により関係知事に書類を提出しなければなりません。

1 認定NPO法人等に対する報告徴収及び検査

(1) 所轄庁による報告徴収及び検査

所轄庁は、認定NPO法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定NPO法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁は、所轄庁の職員に当該認定NPO法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法64①)。

(2) 所轄庁以外の関係知事による報告徴収及び検査

所轄庁以外の関係知事は、認定NPO法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定NPO法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。

また、所轄庁以外の関係知事は、所轄庁以外の関係知事の職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定NPO法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます(法64②)。

(3) 検査に係る規定

- ① 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、当該検査をする職員に、上記(1)又は(2)の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、認定NPO法人等の役員等に提示させるものとされています(法64③)。
- ② 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が、上記(1)又は(2)の検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記①の書面の提示を要しないものとされています(法64④)。
- ③ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、認定NPO法人等の役員等に上記①の書面を提示させるものとされています(法64⑤)。
- ④ 上記(1)又は(2)の検査をする職員が、当該検査により上記①又は③で理由として提示した事項以外の事項について、(1)又は(2)の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではないものとされています。この場合、①又は③の規定による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとされています(法64⑥)。
- ⑤ (1)又は(2)の検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならず、この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません(法64⑦、法41③～④)。

2 認定NPO法人等に対する勧告、命令

(1) 所轄庁による勧告

所轄庁は、認定NPO法人等について、下記4（2）の認定等の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定NPO法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(法 65①)。

(2) 所轄庁以外の関係知事による勧告

所轄庁以外の関係知事は、認定NPO法人等について、下記4（2）の認定等の取消事由（運営組織及び経理が適切でないことを除く。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定NPO法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができます(法 65②)。

(3) 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事による命令

所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記（1）又は（2）の規定による勧告を受けた認定NPO法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定NPO法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができます(法 65④)。

(4) 勧告及び命令に係る規定

- ① 上記（1）及び（2）の勧告並びに（3）の命令は、書面により行うよう努めなければならないこととされています（法 65⑤）。
- ② 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、上記（1）若しくは（2）の勧告又は（3）の命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令をした旨を公示することとされています（法 65③④⑤⑥）。
- ③ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、（1）若しくは（2）の勧告又は（3）の命令をしようとするときは、次に掲げる欠格事由の区分に応じ、当該欠格事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(法 65⑦)。

欠 格 事 由	意見聴取先
・ 役員が暴力団の構成員等である ・ 法人が暴力団若しくは暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある	警視総監又は 道府県警察本部長
・ 国税又は地方税の滞納処分を受けている ・ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過していない	国税庁長官、 関係都道府県知事又は 関係市町村長

3 認定NPO法人に対するその他の事業の停止命令

- (1) 所轄庁は、その他の事業を行う認定NPO法人につき、その他の事業から生じた利益が当該認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定NPO法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができます(法66①)。
- (2) 所轄庁は、上記(1)の命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています(法66②、法65⑤⑥)。

4 認定NPO法人等に対する認定等の取消し

(1) 所轄庁による認定等の取消し(義務)

所轄庁は、認定NPO法人等が次のいずれかに該当するときは、認定又は特例認定を取り消さなければなりません(法67①③)。

- ① 欠格事由(認定等を取り消され、その取消の日から5年を経過しないものを除く。)のいずれかに該当するとき
- ② 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき
- ③ 正当な理由がなく、上記2(3)の命令又は3(1)のその他の事業の停止命令に従わないとき
- ④ 認定NPO法人等から認定又は特例認定の取消しの申請があったとき

(2) 所轄庁による認定等の取消し(任意)

所轄庁は、認定NPO法人等が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができます(法67②③)。

- ① 次の認定等の基準に適合しなくなったとき
 - ・ 運営組織及び経理が適切であること
 - ・ 宗教活動、政治活動、特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと
 - ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族(配偶者・三親等以内の親族)等に対して特別の利益を与えていないこと
 - ・ 営利を目的とした事業を行う者や宗教・政治活動を行う者又は特定の公職の候補者(公職にある者)に寄附を行っていないこと
 - ・ 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと
- ② 事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、また、「認定NPO法人等の情報公開」(12ページ参照)に違反して書類を閲覧させないとき
- ③ 上記①及び②のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき

(3) 認定等の取消しに係る聴聞等

- ① 上記(1)又は(2)の認定等の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認定NPO法人等から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならないものとされています(法67④、法43③)。

- ② 所轄庁は、上記①の請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該認定NPO法人等に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています（法 67④、法 43④）。
- ③ 所轄庁は、認定等を取り消したときは、その理由を付した書面をもって認定等を受けていたNPO法人等にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています（法 67④、法 49①②）。
- ④ 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、認定等の取消しをしようとするときは、次に掲げる欠格事由の区分に応じ、当該欠格事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています（法 67④、法 65⑦）。

欠 格 事 由	意見聴取先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員が暴力団の構成員等である ・ 法人が暴力団若しくは暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある 	警視総監又は 道府県警察本部長
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税又は地方税の滞納処分を受けている ・ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過していない 	国税庁長官、 関係都道府県知事又は 関係市町村長

5 罰則

法の規定に違反した場合には、以下の（１）～（３）の罰則が設けられています。

（１） 6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金

偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新、特例認定又は認定NPO法人等と認定NPO法人等でない法人の合併について所轄庁の認定を受けた者は、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます（法 77）。

（２） 50万円以下の罰金

次の①～④に該当する者は、50万円以下の罰金に処せられます（法 78、法 79）。

- ① 認定NPO法人又は特例認定NPO法人でない者であつて、その名称又は商号中に、認定NPO法人又は特例認定NPO法人であると誤認されるおそれのある文字を用いた者（法 50①、法 62、法 78 二・四）
- ② 不正の目的をもって、他の認定NPO法人又は特例認定NPO法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者（法 50②、法 62、法 78 三・五）
- ③ 正当な理由がないのに、上記 2（3）の規定による命令に違反して、その命令に係る措置を採らなかった者（法 65④、法 78 六）
- ④ 正当な理由がないのに、上記 3（1）の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者（法 66①、法 78 七）

（３） 20万円以下の過料

次の①～④のいずれかに該当する場合には、NPO法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処せられます（法 80）。

- ① 認定NPO法人等が、代表者の氏名に変更があつたときの所轄庁への届出等（法 52①、法 53①）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法 80 三）

- ② 認定NPO法人等が、認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備え置きの規定（法 54 ①～③）に違反して、その事務所に備え置かなければならない書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法 80 四）
- ③ 事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等が認定の通知を受けたとき、若しくは認定NPO法人等が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときの関係知事への直近の事業報告書等及び役員名簿又は定款等の提出の規定（法 49④、法 53④）又は事務所が二以上の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等が定款変更の認証を受けたときの関係知事への社員総会の議事録の謄本等の提出の規定（法 52②）、認定NPO法人等が所轄庁への役員報酬規程等の提出の規定（法 55①②）に違反して、書類の提出を怠ったとき（法 80 五）
- ④ 上記1（1）若しくは（2）による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法 80 十）